

1月12日に厚生委員会を開催し、所管する事務事業の調査を次のとおり行いました。

● 男女共同参画基本計画について ●

～内容～

「第3次総社市男女共同参画プラン（平成24年度～平成28年度）〈素案〉」について調査した。

～質疑～

問：男女の人権が尊重される社会の構築の中で「あらゆる暴力を許さない環境づくりを推進するとともに相談体制を強化し」とあるが、相談体制は具体的にはどのようにするのか。今のままでいいのか。

答：本年度、県内15市で構成する推進会議の主催で、DVを中心に研修会を開催した。来年度も実施したい。ボランティアや相談員を増やし、人権・まちづくり課が総合窓口となって相談体制を整備したい。

問：このプランに目玉となる「総社らしさ」は何があるのか。

答：生活困難を抱える人々への支援として、障がい者千人雇用、雪舟くん、外国人への支援が「総社らしさ」だと思う。

問：今回、プラン策定に当たって実態調査を行っているが、以前にも実態調査を行っているのか。また、その実態調査の中で5年前と比較して気づいたことがあるか。

答：今回とほとんど同じ内容で、5年前に行った。
画一的な相談体制ができていなかったため、これからは相談の方を重点的に取り組んでいきたい。

問：妊娠中にDVを受けることによって胎児が受ける精神的なダメージや、赤ちゃんが父親の怒号を聞いて受けるダメージは障がいと関連が深い。さらに、DVを理解していない医師の言葉で2次被害を受けている例もあるため、医者がもっとDVを理解する必要がある。産婦人科医や小児科医との連携をどのように行っていくのか。

答：DVを理解していない人が相談を受けた場合、心無い言葉によってさらに深刻になり、相談できなくなることもある。

医療関係者へのDVに関する理解、周知、連携について警察・医療関係者へ犯罪被害者支援の連絡会議等の機会を捉えて行っていく。

● 総社市障がい者計画・第3期総社市障がい者福祉計画について ●

～内容～

「総社市障がい者計画（平成24年～平成29年）・第3期総社市障がい者福祉計画（平成24年～平成26年）〈素案〉」について調査した。

～質疑～

問：今まで動くことが不可能だと思っていた障がい者が、行動援護サービスを受け、出かけてみたいと思うかどうかを、訪問活動の中で確認し利用者が増えるように取り組んでほしい。

答：市の社会福祉士が訪問活動を行っているので、サービスを利用していただけるよう市の行っているサービスを周知徹底したい。

問：ゆうゆうは、障がい者からの相談件数も多くフル活動をしており、留守のことが多い。体制は今のままで良いと考えているのか。

答：千人雇用との絡みで就業生活支援センターのような組織を立ち上げようと考えており、そのセンターとゆうゆうを一体化させ、専門家を配置したいと考えている。

問：吉備路マラソンに参加したい障がい者がいる。教育委員会と連携し、障がい者が参加できる大会にする必要があるのではないか。

答：障がい者の希望をできるだけ叶えられるよう教育委員会にお願いし、積極的に進めていきたい。

● 総社市高齢者福祉・第5期介護保険事業計画について ●

～内容～

「総社市高齢者福祉・第5期介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）〈素案〉」について調査した。

～質疑～

問：介護予防教室講座の受講者を増やしていく対策は何か。

答：24年4月から地域包括支援センターが6箇所になれば、職員の充実も図れ、受講者も徐々に増加すると考えている。

問：通所型介護予防事業の現状と課題の中の、栄養改善の参加人数が非常に少ない。介護認定を受けない人を作るには、40歳から65歳の人に介護予防を目的とした栄養改善指導が必要と思うがどのように取り組むのか。

答：一般の住民を対象とした栄養改善事業は、かなり前から行っているが、比較的高齢者の参加者が多い。介護予防のための栄養改善事業を意識して考えていきたい。

問：介護認定を受けている人の食生活の実態調査から、原因と結果が分かってくる。改善点を見つけ、介護予防と健康づくりを一体的に、若いうちから意識すれば国保や介護保険料の引き下げにもつながる。そういう仕組みを今後取り入れることを考えていただきたい。

答：「健康総社21」の取り組みのなかで介護予防との連携も意識して若年代からの健康づくりを考えていきたい。

● 総社市国民健康保険会計の財政状況について ●

～内容～

国民健康保険会計の財政状況について調査した。

～質疑～

問：単年度の未納額はどれくらいあるのか。

答：平成22年度決算額での未納額合計は4億4千万円である。そのうち滞納分（21年度分までの未納分）は3億4千万円で、現年度分（22年度分）は1億円となっている。

問：未納者に対する督促等はどのように行っているのか。

口座振替制度を推進し、徹底的に徴収すべきと思うがどうか。

答：基本的には税務課が対応している。まず、電話催告を行い、次に督促状の送付、そして催告状の送付、夜間徴収、個別徴収を行っている。

一定ルールに該当する滞納者には、有効期間が1ヶ月間または3ヶ月間等の短期間の被保険者証（短期証）を交付することによって納付相談の機会を設け、納付に結び付いている。

税の滞納はどこの市町村も抱えている問題であるが、応分の負担をしていただくという姿勢で今後も徴収に努める。

問：恒常的な滞納者は何世帯くらいあるのか。

国保会計の運営が厳しい状況にあることを広報してはどうか。

答：現在短期証を交付している世帯が750世帯ある。

滞納状況を知らせ、納付の必要性和適正な受診をPRしたいと考えている。

問：厳しい状況にある国保会計に対してどのような方向性を考えているのか。

答：他市と比べても低い水準である総社市の国保税率を引き上げて、加入者に応分の負担をしていただき、一般会計からの法定外繰入は最終手段と考えている。